

聖母被昇天学院同窓会 会則

第一章 (総 則)

- 第1条 本会は聖母被昇天学院同窓会と称す。
- 第2条 本会は学院の精神に基づき、会員相互の友情を厚くし母校の発展に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成ために聖母被昇天学院内にこれを設置する。
- 第4条 1. 本会の会員は学校法人聖母被昇天学院高等学校、又は女子短期大学及びアサンプション国際高等学校を卒業した者とする。
2. 本会の会員は学校法人聖母被昇天学院が設置する幼稚園・小学校・中学校高等学校、及び女子短期大学を卒業以前に転校、転出した者で、本人が入会を希望し、別に定める総務会で承認された者とする。

第二章 (役員・委員・部員)

- 第5条 本会は次の役員を置く。
- | | | | |
|--------|----|------------|----|
| 1. 会長 | 1名 | 5. 名簿部長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 | 6. 広報部長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 7. サークル部長 | 1名 |
| 4. 書記 | 2名 | 8. チャリティ部長 | 1名 |
| | | 9. 顧問 | 1名 |
- 第6条 役員は第16条で定める総会で承認された者とする。
- 第7条 役員任期は2年とする。但し再任されることが出来る。
- 第8条 役員職務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
 2. 副会長は会長を補佐し会長に支障ある時はその職務を代理する。
 3. 会計は本会の財務状況に関する業務及び金銭の出納を行う。
 4. 書記は本会の業務執行状況及び記録簿を作成する。
 5. 顧問は必要に応じて総務会に出席し、意見を述べる。
 6. 第5条に定める名簿、広報、サークル、チャリティの各部長はその部を代表し、別に定める業務を行う。
- 第9条 本会は次の委員を置く。
1. 学年委員 (各期より1名以上)
- 第10条 委員は総務会で承認された者とする。又、任期は1年とし再任されることが出来る。
- 第11条 本会は次の各部に必要に応じて若干名の部員を置くことが出来る。
- | | |
|--------|-----------|
| 1. 名簿部 | 3. サークル部 |
| 2. 広報部 | 4. チャリティ部 |
- 第12条 部員は総務会で承認された者とする。又、任期は1年とし再任されることが出来る。

第三章 (会計監査委員)

- 第13条 本会の経理を監査するために1名の会計監査を置く。
- 第14条 会計監査は会計年度末に経理状況を監査し、その結果について総務会に意見を述べ、総会で報告する。
- 第15条 会計監査の任期は1年とする。

第四章 (総 会)

第16条 総会は年1回行う。

第17条 次の事項は総会の議決を要する。

1. 会則の変更
2. 収支予算及び収支決算の承認
3. その他、本会運営に関する基本的事項

第18条 総会の議長は会長が指名し、総会で承認された者とする。

第19条 議会の議事は出席者の過半数により可否同数の場合は議長がこれを決する。

第五章 (会 計)

第20条 本会の経費は会費及び寄付を以って充てる。

1. 会費は会員一人につき 終身 15,000 円とする。
2. 寄付は随時、当会員、個人または団体より任意の額を当会指定の口座または方法によりこれを受ける。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終える。

第六章 (その他)

第22条 本会の総務会、各部会の運営・業務また、学年委員の業務に関する事は別に定める。

第23条 その他本会の管理、運営に関する必要な事項は、総務会が定める。

付 則

この会則は昭和47年4月1日から実施する。

この会則は昭和57年4月1日から実施する。

この会則は昭和60年4月1日から実施する。

この会則は1995年4月1日から実施する。

この会則は1998年4月1日から実施する。

この会則は2002年4月1日から実施する。

この会則は2005年4月1日から実施する。

この会則は2006年4月1日から実施する。

この会則は2009年4月1日から実施する。

この会則は2017年4月1日から実施する。

この会則は2018年4月1日から実施する。

補 則 (規約)

第1 <総 務 会>

1. この会は会則第5条の役員で構成され運営する。
2. この会の職務は次の事項とする。
 - (1) 年間事業計画に関する事
 - (2) 収支予算と決算に関する事
 - (3) 総会開催に関する事
 - (4) 同窓会リングの授与に関する事

- (5) 同窓会名簿の管理に関すること
 - (6) 同窓会誌‘AGAIN’の編集・発刊に関すること
 - (7) 本会サークル活動への協力
 - (8) 学院行事のアサンプション・チャリティ・デーへの協力
 - (9) ホームページの運営
 - (10) その他この会の管理、運営に関して必要な事項
3. この会は会長が必要に応じて召集し、これを行う。
 4. この会の議事は役員²分の1の出席により成立し、出席者の過半数の同意により決する。

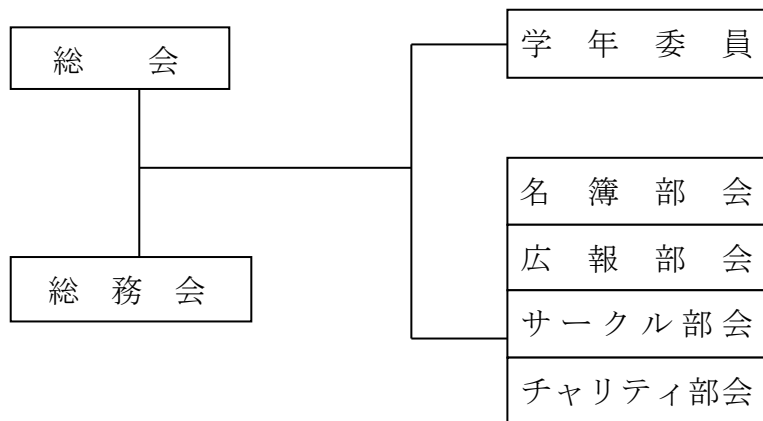
第2 <学年委員>

1. 学年委員の職務は次の事項とする。
 - (1) 総務会と会員の相互連絡
 - (2) 総会・会報発送・サークル・チャリティの手伝い

第3 <部 会>

1. 各部会は会則第5条の部長及び会則第11条の部員で構成され運営する。
2. 各部会の職務は次の事項とする。
 - (1) 名簿部会
会員の住所移動訂正
名簿台帳の作成、整理及び管理
 - (2) 広報部会
同窓会誌‘AGAIN’の取材・編集などの活動
 - (3) サークル部会
サークル活動の補助
 - (4) チャリティ部会
学年行事のアサンプション・チャリティ・デーの企画、活動

第4 <組織図>



この補則は2009年4月1日から実施する。
 この補則は2017年4月1日から実施する